

2012年7月18日

日本商標協会 判決研究部会 2012年7月度例会  
商標「遠山の金さん」審決取消訴訟事件  
知財高裁平成23年2月28日判決（平成22年（行ケ）第10152号）

報告者 不二商標総合事務所  
弁理士 長谷川 綱樹<sup>1</sup>

## I 本事件の概要

### 1. 本事件の要旨

有名な時代劇シリーズ「遠山の金さん」に関するパチンコ機の販売に際して、パチンコ機メーカーの株式会社サンセイアールアンドディ（以下、「サンセイ」とする。）が、指定商品「遊技機器」について商標「名奉行金さん」の登録を受けたところ、時代劇シリーズ「遠山の金さん」の製作者である東映株式会社が、その登録に対して無効審判を請求した。審決は、商標「名奉行金さん」と引用商標「遠山の金さん」の類似性を認めて登録無効としたが、サンセイがその審決を不服として審決取消訴訟を提起したのが本事件である。

#### 【原告の本件商標】

商標：名奉行金さん（標準文字）  
商標権者：株式会社サンセイアールアンドディ  
出願番号：商願 2008-037009(H20.5.14)  
登録番号：5202737(H21.2.6)<sup>2</sup>  
指定商品：28 類「遊技用器具但し、コリントゲーム器具、スマートボール器具、抽選器を除く」

#### 【被告の引用商標】

商標：遠山の金さん（標準文字）  
商標権者：東映株式会社  
出願番号：商願 2002-095791 (H14.11.12)  
登録番号：4700298 (H15.8.15)  
指定商品：28 類「遊技用器具」他

---

1 本報告は、報告者個人の見解であり、報告者の所属する組織のものではない。

2 拒絶理由通知（4-1-11）後に意見書提出して拒絶克服。

引用商標：登録第 4562620 号「金さん」第 9,28 類（株式会社オリンピア）\*パチスロ機メーカー

### 参考) 実機写真

CR 松方弘樹の名奉行金さん  
(サンセイ) 平成 22 年 1 月発売



CR 遠山の金さん NL  
(大一商会) 平成 20 年 12 月発売



\* 大一商会 ...原告（サンセイ）と競合するパチンコ機メーカーであり、被告（東映）より、「遠山の金さん」の商品化許諾のライセンスを受けている。

## 2. 背景

現在、パチンコ機・パチスロ機では、漫画、アニメ、特撮、ハリウッド映画といったキャラクターものから、歌手、俳優、女優などの芸能人を起用したタイアップ機種が多数展開されている。

例：銀河鉄道 999（豊丸／京楽）、ウルトラマン（大一商会／京楽）、ジュラシック・パーク（京楽／藤商事）等

パチンコ機とパチスロ機では同時期に同じキャラクター等による機種が流通することは珍しくないが、パチンコ機で同じキャラクター等による機種が流通することはほぼない。

同じキャラクター等の機種が異なるメーカーから発売されるとしても、ライセンスの関係で時期がずれているのが通常である。（俳優は異なるが）同じキャラクターの機種が同時期に発売されることはほとんどない。

### 3. 原審（無効 2009-890079）の内容

#### (1) 請求の理由

4条1項7号、4条1項11号、4条1項15号

#### (2) 請求人（被告）の主張

##### a) 4条1項7号

本件商標「名奉行金さん」は、請求人が製作したテレビ時代劇「名奉行遠山の金さん」や「遠山の金さん」と同一の観念を生ずるものであり、請求人の出所を表示するものであるから、請求人と何ら関係を有しない被請求人に対してその登録が維持されるときには、当商品化業界の公正なる秩序<sup>3</sup>を害し、長年にわたって培われてきた商慣行に混乱を来たす。（中略）本来、その採用に際しては請求人からライセンスを受けねばならないところ、請求人から許諾を受けた事実は見当たらない。（中略）請求人の作になる「遠山の金さん」や「名奉行金さん」の名声へのフリーライドを許す結果を招く。

##### b) 4条1項11号

「遠山の金さん」や「名奉行遠山の金さん」等の各シリーズ・タイトルも請求人の独自の考案による「造語」であり、その人物像や行動パターンも請求人が脚色して性格付けを行ったことで、シリーズ全体を通じて請求人の企画・構想が色濃く反映されている。「遠山の金さん」といえば直ちにその製作会社である請求人が想起される。

「名奉行」の語は「遠山の金さん」と密接な関連性を有すると視聴者の記憶に深く浸透し、「遠山」と「金さん」の組合せは勿論のこと、「名奉行」と「金さん」の組合せからも直ちに、「遠山の金さん」（の観念）及び請求人の出所が連想し得る。

##### c) 4条1項15号

「名奉行」の語が請求人の作になる「遠山の金さん」と密接な関連性を有する語として視聴者に広く認識されていることから、「名奉行金さん」の標章を、パチンコ器具等の「遊技用器具」に使用した場合、i) 請求人の取り扱いに係る「遠山の金さん」又は「名奉行遠山の金さん」に関連する商品であるかの如く、ii) 請求人からライセンスを受けた者の取り扱いに係る同種商品であるかの如く、iii) 請求人と親子会社など何らかの関係を有する者の取り扱いに係る同種商品であるかの如く、その出所につき混同を生ずるおそれがある。

---

3 請求人は自己の製作に係る作品を様々な商品等に利用する商品化事業を行っている。商品化業界には「1作品1業種1社」の原則があり、ライセンシーは1作品を契約期間中は自己の製品に独占利用できる。

### (3) 被請求人（原告）の反論

#### (事実関係)

「遠山の金さん」の語は、我が国において、歴史上の人物である「遠山金四郎」の略称又は愛称として、古くから一般に広く親しまれており、「遠山の金さん」や「名奉行遠山の金さん」の標識（表示）自体に造語のような独創性がない。

「遊技用器具」の需要者、取引者とは、a) パチンコホール等の「遊技場営業者」、b) 製造者と該遊技場営業者との間に介在する「販売代理店（代行店）」であり、遊技場で遊技を楽しむ一般遊技者（プレーヤー）は「遊技用器具」の流通及び購入に関与しないので、商品の需要者、取引者には該当しない。

#### a) 4条1項7号

本号の規定が適用される1類型、当該商標に関する権利が「本来帰属すべき者」以外の者によって登録された商標の場合、「たんなる冒認を超えた事情が必要となる」。

「遠山の金さん」の語は、我が国において、古くから一般に広く親しまれ、多方面に亘って非独占的に用いられているから、「遠山の金さん」あるいは「名奉行遠山の金さん」の表示が、請求人の業務に係るものとして、需要者等の間に広く認識されているとは到底いえない。そもそも、「遠山の金さん」や「名奉行遠山の金さん」の標識（表示）自体に造語のような独創性がない。

したがって、本件商標「名奉行金さん」が請求人の出所を表示するという請求人の主張は根拠がない。

#### b) 4条1項11号

「しょうざん事件」<sup>4</sup>によれば、商標の類否は「その商品又は役務に係る取引の実情をふまえつつ全体的に考察すべき」であり、「リラ宝塚事件」<sup>5</sup>を挙げて結合商標の要部認定の基準を示した上で、商標自体の類否と指定商品「遊技用器具」の分野における取引の実情の両点から検討するとした。

---

4 「しょうざん事件」（最高裁昭和39年(行ツ)第110号）…商標の類否は、同一又は類似の商品等に使用された商標が、その外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して、その商品等に係る取引の実情をふまえつつ全体的に考察すべきとした判例。

5 「リラ宝塚事件」（最高裁昭和37年(オ)第953号）…分離観察の手法を採用し、商標の構成態様によっては商標の要部が二つ以上となる場合があることを示した判例。

今回は、「各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められ」るため、「その一部だけによって簡略に称呼、観念され」ることはない、という趣旨で示された。

本件商標「名奉行金さん」及び引用商標「遠山の金さん」は、「金さん」の構成部分を共有する結合商標であるが、両商標とも各文字を同じ書体でまとまりよく一体的に表され、各々外観上一体として把握し得るものであり、構成全体から生ずる称呼も冗長なものではなく、よどみなく一連に称呼し得るため、「メイブギョウ」「キンサン」又は「トオヤマノ」「キンサン」の構成部分に分離して、称呼、観念しなければならない特段の事情は存在しない。

そうすると、本件商標と引用商標とは、外観、称呼及び観念において、相紛れることのない互いに非類似の商標である。

#### c) 4条1項15号

まず、出所混同のおそれについては「ルールデュタン事件」<sup>6</sup>を挙げて、総合的に判断されるべきとした。

「遠山の金さん」の語は、我が国において古くから一般に広く親しまれ、多方面に亘って非独占的に用いられているから、「遠山の金さん」あるいは「名奉行遠山の金さん」の表示が請求人の業務に係るものとして需要者等の間に広く認識されているとはいえない。

また、「遊技用器具」の分野は販売形態及び商標の特性に関して（（事実関係）で述べたとおりの）極めて特異な特徴があり、かつ、本件商標のようなキャラクター標章について、同一またはイメージを共通とする実機が別個のメーカーから出所の混同を生ずることなく現実に販売されているという実態がある。契約時期のずれや、あるいは契約自体がされていない若しくはそもそも契約不要なケースも含まれるが、これらの同一またはイメージを共通とするキャラクター標章の実機が別個のメーカーから出所の混同を生ずることなく現実に販売されている事実がある

よって、取引の実際において本件商標が指定商品である「遊技用器具」に使用されたときに、その需要者等において、あたかも、請求人の業務に係るものであるかの如く（狭義の混同）、又は請求人と親子会社等の何らかの関係を有する者の取り扱いに係る商品であるかの如く、若しくは請求人やそのライセンサーである大一商会と何らかの関係を有する者の取り扱いに係る商品であるかの如く（広義の混同）、その出所につき混同を来すおそれがあるということとはできない。

---

6 「ルールデュタン事件」（最高裁平成 10(行ヒ)第 85 号）…法 4 条 1 項 15 号の「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」には、広義の混同を生ずるおそれ（当該商品等が右他人との間にいわゆる親子会社や系列会社等の緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品等であると誤信されるおそれ）がある商標を含むとした判例。

#### (4) 当審の判断

4条1項11号に違反して登録されたものと判断

##### (事実認定)

遠山金四郎景元は、江戸時代末期に江戸町奉行等を歴任した実在の人物であるが、大正時代から今日に至るまでの間、庶民の娯楽（映画、テレビ、歌舞伎等）のなかで、同人をモデルとした桜の入れ墨をした主人公である名奉行が繰り返し描かれ、その結果、同人に関する一定の人物像が形成されてきたといえる。そして、その人物像は、「遠山の金さん」「名奉行 遠山の金さん」等の標章や呼び名と強く結び付いて、本件商標の登録査定前から一般に定着している。

しかしながら、前記人物像の形成・定着に請求人（東映）が寄与したことは認められるとしても、「遠山の金さん」「名奉行遠山の金さん」が、唯一請求人（東映）に係る造語であるとまではいえず、また、これらから請求人を想起させるということもできない。

##### (観念・称呼)

- ・ 本件商標...本件商標は、名奉行であり、かつ、「金さん」の愛称をもった人物像「遠山金四郎」を容易に想起させ、「名奉行の遠山金四郎」の観念を、「メイブギョウキンサン」の称呼を生ずる。
- ・ 引用商標...引用商標は、「遠山の金さん」の愛称をもって親しまれ、江戸時代の名奉行として知られる「遠山金四郎（景元）」を想起させ、「名奉行の遠山金四郎」の観念を、「トウヤマノキンサン」の称呼を生ずる。

##### (類否判断)

本件商標と引用商標とは、商標全体としての外観及び称呼に差異はあるものの、「名奉行の遠山金四郎」の観念を共通にするものであって、外観において、いずれも平易な書体（標準文字）で表された後半の「金さん」の文字を共通にし、また、称呼において、後半の「キンサン」を共通にすることを併せみれば、その外観及び称呼の差異が観念の共通性を凌駕する程の差異とはいえず、これらの印象・連想・記憶を総合してみた場合、両商標は、これを同一又は類似する商品に使用したときは、取引者、需要者をして、当該商品が同一の出所に係るものであるかの如く出所の誤認を生じさせるおそれがある。

#### 4. 裁判における争点

本件商標「名奉行金さん」と引用商標「遠山の金さん」は類似するか否か。

(4条1項11号に該当するか否か。)

## 5. 原告の主張と被告の反論

### (1) 観念上の類否について

#### (原告)

本件商標「名奉行金さん」より「名奉行の遠山金四郎」の観念を生じるが、「名奉行」との資質・職業と切り離れた、単なる「遠山金四郎」との観念は生じない。

これに対し、引用商標「遠山の金さん」からは、人物としての「遠山金四郎」の観念のみを生じるため、両商標は観念において相違する。

#### (被告)

「遠山の金さん」は、「名奉行の遠山金四郎」として大衆に広く知られているため、引用商標「遠山の金さん」は、取引者・需要者に対し、「名奉行の遠山金四郎」との観念をも生じさせるため、出所に誤認混同を生じさせるおそれがある。

### (2) 混同のおそれについて

#### (原告)

遠山金四郎を題材とする多数の大衆娯楽作品が知られていること、「名奉行遠山の金さん」又は「遠山金四郎」の観念を有する標章は、多数の業者によって使用されているから、出所識別機能が弱いから、両商標の間に出所混同のおそれは生じず、両商標は類似しない。

#### (被告)

遠山金四郎を題材とする多数の大衆娯楽作品が知られていること、「名奉行遠山の金さん」又は「遠山金四郎」の観念を有する標章は、多数の業者によって使用されているとしても、商標は特殊な造語のような強い独創性がなくても出所識別機能を有する。

### (3) 取引の実情について

#### (原告)

パチンコ機等の取引における需要者ないし取引者は、パチンコホール等の「遊技場営業者」及び製造者と該遊技場営業者との間に介在する「販売代理店（代行店）」に限られ、個別具体的かつ直接的に販売がなされているから、商標による誤認混同が生じることはない。

パチンコ機の取引者・需要者に、ゲームセンター、露店、インターネットオークションを通じた取引があるとしても極めて少数であって考慮する必要はない。

また、遊技者はパチンコ機等の流通及び購入に関与せず、パチンコ機等の需要者ではないので、パチンコ機等の取引者・需要者に含まれない。

### (被告)

原告は、本件商標を登録査定時には使用しておらず、その後の使用の事実は、審決の判断に影響を及ぼさない。

パチンコ機等は、遊技場営業者（パチンコホール）及び販売代理店（代行店）のみならず、ゲームセンターや露店などにも購入・設置されているほか、中古品販売などを通じて一般家庭向けにも販売され、インターネットオークションでも多数取引されている。

パチンコ遊技場等においては、一般消費者である遊技者が、パチンコ機等に付された商標により機種を識別・選択し、遊技を行っており、遊技者もパチンコ機等の需要者に含まれる。

## 6. 判決

本件商標と引用商標とは類似し、商標法4条1項11号に該当する。

### (1) 類否判断

#### (外観・称呼)

本件商標「名奉行金さん」は「名奉行金さん」との外観を生じ、「メイブギョウキンサン」との称呼が生じる。引用商標「遠山の金さん」は「遠山の金さん」との外観を生じ、「トオヤマノキンサン」との称呼が生じる。

そうすると、本件商標と引用商標は、「金さん」との外観及び「キンサン」との称呼において共通するが、全体としては類似しない。

#### (観念)

遠山金四郎は、歌舞伎、小説、映画、テレビ時代劇を通じて、「遠山の金さん」などと称呼されて大衆に親しまれており、下情に通じた名奉行という人物像が広く一般に認識されている。そうすると、本件商標「名奉行金さん」の語から、需要者、取引者をして、歴史上の人物である「遠山金四郎」、及び時代劇等で演じられる「名奉行として知られている遠山金四郎」の観念を生じさせる。

引用商標「遠山の金さん」の語からも、需要者、取引者をして、歴史上の人物である「遠山金四郎」、及び「名奉行として知られている遠山金四郎」の観念を生じさせるから、本件商標と引用商標は、観念において同一又は類似である。

### (2) 取引の実情

本件商標及び引用商標は、主としてパチンコ機等において使用されているところ、パチンコ機等の取引者、需要者は、製造業者、遊技場営業者（パチンコホール）、販売代理店（代行店）、ゲームセンター及び中古品販売業者などのほか、中古品等を買取る個人も含まれる(\*1)ことが認められる。



また、パチンコ業界では、近年、「版權モノ」又は「タイアップ機種」と呼ばれるパチンコ機の人気が高まり、テレビアニメ、テレビドラマ、映画、漫画等のキャラクターを使用する例が少なくない。そして、パチンコ機等の大部分は、遊技場（パチンコホール）に設置され、遊技者はパチンコ機等を売買することはないが、パチンコ機等に付された商標によりパチンコ機等の出所を認識、識別した上で利用する(\*2)のが通常であり、また、遊技者の嗜好や人気が遊技場営業者（パチンコホール）や販売代理店（代行店）がどの機種を取扱うかということに大きく影響するから、遊技者の認識等をも考慮して、商標の類否を判断することが合理的(\*3)である。

以上の取引等の実情を総合考慮するならば、本件商標と引用商標とは、外観、称呼において、その全体を一連に把握すると類似しない点があるものの、歴史上の人物である「遠山金四郎」、及び時代劇等で演じられる「名奉行として知られている遠山金四郎」との観念を生じる点において類似することから、商品の出所につき誤認混同のおそれを生じさせるといふべきである。また、本件商標の指定商品である「遊技用器具」は、引用商標の指定商品にも含まれており同一である。したがって、本件商標と引用商標とは類似する。

- \*1...需要者に「ゲームセンター及び中古品販売業者などのほか、中古品等を売買する個人も含まれる」のか？
- \*2...遊技者は「パチンコ機等に付された商標によりパチンコ機等の出所を認識、識別した上で利用する」のか？
- \*3...「遊技者の認識等をも考慮して、商標の類否を判断することが合理的」か？

## II 本事件の検討

### 1. 本事件の位置づけ

本事件は、パチンコ機の機種名に関する「商標」の観念に係る類否について判断された事案（法4条1項11号）である。

また、本判決の認定から離れて、「パチンコ機の需要者・取引者は誰か」、「パチンコ機のタイトルは商標か」については議論の余地がある。

### 2. 検討 — 本事件について

#### (1) 「名奉行金さん」と「遠山の金さん」は観念上類似するか？

「遠山の金さん」が「名奉行の遠山金四郎」として、歌舞伎・講談・大衆文学・映画・テレビ等を通じて、大衆に広く知られているのは事実であり、「名奉行金さん」より「遠山金四郎」という人物が想起される、というのは首肯できるが、それをもって観念類似と認定してしまってもよいのだろうか。

これを認めるということは、今回のように歴史上の人物といった既に人々の間に認識されている事物をモチーフにしたものについて、どんな表現方法をとったとしても類似として判断されうる危険性がある。

例えば、パチンコ機・パチスロ機で「吉宗」という機種があり、商標「吉 宗」が登録されている。「吉宗」といえば一般に徳川幕府第八代将軍の徳川吉宗を指すと理解されるが、この場合、徳川吉宗を意味する「八代将軍」や「米将軍」といった語についても、観念類似として拒絶できる、ということになりかねない。

本件商標「名奉行金さん」と引用商標「遠山の金さん」は、同一人を指しているが、「名奉行」の文字が表す意味合いが直接的に表れている「名奉行金さん」と、単なる「遠山の金さん」とでは、直接的に想起される観念は異なるのではないか。

## **(2) パチンコ機の需要者はどこまで含まれるか。**

### **a) ゲームセンター、中古品販売業者、中古品等を売買する個人は含まれるか。**

判決においては、パチンコ機等の取引者・需要者として、製造業者、遊技場営業者（パチンコホール）、販売代理店（代行店）だけでなく、ゲームセンター、中古品販売業者、中古品等を売買する個人も需要者に含めている。

確かに、彼らに対して商品（パチンコ機）が流通していることは事実であるが、取扱いに係る商品数は、全体の微々たるものであり、そのほとんどが遊技場営業者（パチンコホール）で使用されなくなって流れてきたものであり、彼らがメーカーや販売代理店（代行店）から新品を購入するケースはほぼ存在しえない。

→彼らは需要者として認識すべきではないと考える。

### **b) 遊技者は含まれるか。**

判決では、「遊技者はパチンコ機等を売買することはないが、パチンコ機等に付された商標によりパチンコ機等の出所を認識、識別した上で利用するのが通常であり、また、遊技者の嗜好や人気は遊技場営業者（パチンコホール）や販売代理店（代行店）がどの機種を取扱うかということに大きく影響する」として、遊技者の認識等をも考慮して、商標の類否を判断することが合理的としている。

確かに、パチンコ機の実績は、遊技場営業者（パチンコホール）の集客に大きな影響を与えるため、遊技場営業者（パチンコホール）はパチンコ機の購入に際して、遊技者の嗜好や人気は最も重要な要素である。機種の人気が集客に直結するため、人気のある機種は、初期導入以降も続々と設置台数を増やしていき、それがさらに集客につながっていくという事情がある。

→以上より、遊技者はパチンコ機の需要者に該当するように思われる。

しかし、遊技者にとって、パチンコ機に表示された「遠山の金さん」や「名奉行金さん」の文字は、そもそも出所識別標識として認識されているのだろうか。

### (3) パチンコ機の機種名は商標と言えるのか？

実際のところ、遊技者はパチンコ機を選ぶ際にその出所（どのメーカーなのか）についてそれほど考慮しない。遊技者がメーカーを考慮するのは、メーカー毎の特徴（決まった手順や演出の傾向）があるため、それを確認するためにメーカーを確認する場合がほとんどである。

（とあるメーカーの独自の演出やゲーム性が好みだから、そのメーカーの機種ばかり打つという者もいるが、メーカー毎の特徴を熟知した一部の者に限られる。）

よって、通常の場合、パチンコホールにおいて、どの台を選択するか（打つか）は、より漠然とした機種の特徴、すなわちどういうモチーフが使われているのか、好みのキャラクターが使用された機種であるか、という点が非常に大きい。

例：例えば 30～40 代以上をターゲットに昔の漫画やアニメ等をモチーフにした機種を発売し（例：「北斗の拳」「あしたのジョー」「銀河鉄道 999」等）、中高年向けには、「美空ひばり」や「北島三郎」といった演歌歌手や、「桃太郎侍」や今回の「遠山の金さん」といった時代劇等をモチーフとした台を提供することが多い。

つまり、こうした漫画、アニメ、特撮、ハリウッド映画等のキャラクターや歌手、俳優、女優などの芸能人を起用したタイアップ機種（別名「ライセンスもの」「版權モノ」）においては、パチンコ台の盤面やリーチや大当たりの演出、ゲーム展開等に該当のキャラクターなどが登場し、アニメ・映画等の場合には、原作のストーリーや映像が用いられることが多く、遊技者はそれらに惹きつけられて遊技する台を選ぶことが多い。

とすると、むしろパチンコ機の名称は、出所識別標識というよりは、その**機種の演出に使用されているモチーフのタイトル**として理解する必要があるのではないか。

まず、原告が主張したパチンコ機等の取引について見るに、直接の需要者・取引者である「遊技場営業者」（パチンコホール）、製造者（メーカー）、販売代理店（代行店）の間で個別具体的かつ直接的に販売がなされているから、商標による誤認混同が生じることはないとあるが、ここで「ライセンスもの」の機種タイトルは、業者間の取引においては商標として機能しなくもないが、それでもやはり、他機種と区別するために用いられているものではなく、その機種のゲーム内容がどのようなものか（どのようなモチーフが利用されているか）を示しているとするのが適切だろう。

とすれば、「三国志事件」<sup>7</sup>のように、パチンコ機の機種名は、商標（取引における識別標識）としては機能しておらず、むしろ機種名は使用されているモチーフのタイトルとして、その内容を表すものと理解されるのが正しいと考える。

### 3. 検討 — パチンコ機のタイトルを商標登録する場合の問題点

まず、パチンコ機メーカーがとあるアニメについてライセンスを受け、そのアニメをモチーフとしたパチンコ機を製造販売する際に、パチンコ機メーカーが該当するアニメの名称について商標登録を受けたとする。この場合、所定のライセンス期間が終了したら、著作権法上はそのアニメをモチーフにしたパチンコ機はもう製造販売できないが、商標法上は独占排他権を有する、というねじれ状態が発生する。（そもそも、このような一時的に使用が認められる程度のものに、出所識別標識である商標は馴染まないのではないか、という意見もある。）

この場合、最初のライセンス契約が終了して、同じアニメについて他のパチンコ機メーカーにライセンス許諾をすると、著作権法上の問題はないとしても、商標法上では、最初にライセンスを受けて商標登録したパチンコ機メーカーは、後にライセンスを受けたパチンコ機メーカーを商標権侵害を訴えることが可能となってしまう。

また、上述したとおり、パチンコ機とパチスロ機の場合、同一のキャラクター等を題材にしたパチンコ機・パチスロ機が同時期に別個のメーカーから販売されてそれぞれ流通することが一般的であり、遊技者もそれぞれのメーカーについて意識することなく（又はメーカーがどこであっても頓着することなく）遊技をしているという状況である。

しかし、商標法上はパチンコ機もパチスロ機も同じ「遊技用器具」にあたるため、例えば、パチンコ機メーカーが商標登録してしまうと、パチスロ機メーカーの商標登録及び使用が制限されてしまうおそれがある。

このように、ライセンスもの、著作権ものについては、ライセンス許諾を受ける側であるパチンコ機・パチスロ機メーカーが商標権者となること自体が馴染まないであり、本来であれば、ライセンサーが「遊技用器具」等について商標権を取得した上でライセンス許諾をするように権利関係を整理することが、同様のトラブルを予防する上で必要であろう。

---

7 「三国志事件」（千葉地裁決定平成5年(ヨ)第702号）…登録商標「三国志」（第2535359号）の権利者が、「三国志 武将争覇」というタイトルのゲームソフトのメーカーを商標権侵害で訴えたが、裁判所は被告メーカーのゲームの内容は「三国志演義」がベースであり、『「三国志」という語句はゲームの内容を表わすもので、自他商品識別機能を果たすものとして使用されていない』として商標権侵害を否定した事例。

### Ⅲ 参考情報

#### 1. 背景

「松方弘樹の名奉行金さん 2009」というオリジナルビデオが 2009 年 9 月 25 日に発売される予定だったが、諸般の事情により発売中止となった。その映像を流用して、サンセイ「CR 松方弘樹の名奉行金さん」が作られた。

このオリジナルビデオが発売中止となった理由・事情は定かではないが、東映側が本件に対して、商標登録無効だけでなく後述する著作権違反でも攻撃しているのには、何らかの理由があるのかもしれない。

#### 2. 関連する事件

本件とは別に、引用商標の商標権者である東映株式会社は、その使用権者であり「CR 遠山の金さん」を販売する大一商会等とともに、平成 21 年（2009）12 月に、パチンコ機「CR 松方弘樹の名奉行金さん」を販売するサンセイ等に対して、東映が保有する劇場用映画及びテレビ放映用番組「遠山の金さんシリーズ」の著作権等を侵害しているとして、東京地方裁判所に仮処分命令の申立（平成 21 年（ヨ）第 22087 号）を行った。

東京地方裁判所は、著作権侵害の事実を認めた上で、サンセイらが製造販売を終了したと発表している上記パチンコ機について、著作権を侵害する映像を収載した部品の交換又は提供を禁止する命令を下した。

（これにより、既にパチンコ店に置かれている台の回収も余儀なくされた。）

#### 3. 原告による他の出願商標

特許電子図書館によると、サンセイは以下の商標登録出願を行っていることが確認された。

商 標：名奉行金さん（標準文字）

商標権者：株式会社サンセイアールアンドディ

出願番号：商願 2010-074020(H22.9.21)

拒絶査定：H24.6.15

指定商品：9 類「業務用テレビゲーム機，写真機械器具，映画機械器具，光学機械器具，電気通信機械器具，電子応用機械器具及びその部品，家庭用テレビゲームおもちゃ，携帯用液晶画面ゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた電子回路及び CD-ROM，レコード，電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及び CD-ROM，インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル，映写フィルム，スライドフィルム，スライ

ドフィルム用マウント、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる画像ファイル、録画済みビデオディスク及びビデオテープ、電子出版物」

本出願を行った意図は定かではないが、推測する限り、携帯電話及びパソコンで遊ぶことができるパチンコゲームについて登録を得ようとしているのではないだろうか。現在、拒絶査定がなされていて、拒絶査定不服審判を請求するか否かは不明だが、今後の展開によっては、新たな係争が起こる可能性を秘めている。

#### 4. パチンコ機の知的財産権に関する事件

「宇宙戦艦ヤマト」の著作権である東北新社が、パチンコ機「CR フィーバー大ヤマト」を製造販売した株式会社三共とパチスロ機「大ヤマト A」を製造販売した株式会社ビスティに対して、アニメーション映画「宇宙戦艦ヤマト」の著作権を侵害しているとして、東京地裁に損害賠償請求訴訟を提訴した（平成 19 年（ネ）第 10006 号）。

本件は、東北新社側が訴えた 5 社の内数社が東北新社に対して 2 億 5000 万円を支払うことで和解した。

##### 【上記事件の背景】

上記事件の背景には、アニメーション映画「宇宙戦艦ヤマト」のデザイン及び漫画版の作成を担当した漫画家の松本零士氏が、映画制作当初から関わるプロデューサー西崎義展氏に対して、西崎氏が「宇宙戦艦ヤマト」の著作者人格権を侵害し、松本氏の名誉も傷つけたとして提訴したところ。西崎氏も自身が「宇宙戦艦ヤマト」の著作者であることの確認を求めて反訴した。

「『宇宙戦艦ヤマト』の創作者は誰か」と、「アニメ『宇宙戦艦ヤマト』の原作は存在するか」が争われ、1 審判決では西崎義展氏の主張が認められた（その後和解）。

以上